

エアコンの補助対象の考え方の見直しについて

当省では、航空機騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音工事の助成を行っており、室内環境を保持する観点からエアコンを補助していますが、平成18年、「骨太の方針2006」（平18.7.7閣議決定）等において、「基地周辺対策の抜本見直し」が盛り込まれました。

このため、より一層の合理化・効率化を図るとの観点から、既存の施策について見直しを行った結果、平成19年度より、住宅防音工事については、一般家庭におけるエアコンの普及状況の変化（1世帯当たりの保有台数：住宅防音工事を開始した昭和49年当時約0.1台→現在約2.6台）を勘案し、住宅防音工事の助成を希望する居室に、現にエアコンが設置されている場合には、既存のエアコンを再使用等していただくこととし、当該居室にエアコンの補助は行わないこととしました。

したがって、**現地調査の際、防音工事を希望する居室にエアコンが設置されていることが確認された場合には、当該居室は防音工事でのエアコンの補助の対象外となり設置されていない場合には、従来どおりの設置基準（第Ⅰ工法の場合は最大4台まで、第Ⅱ工法の場合は最大2台まで等）での補助となります。**

ただし、エアコンの補助を受けるため、故意に既存のエアコンを撤去又は移設した場合には、補助の対象となりませんので、国による現地調査時に、そのような撤去又は移設をしていない旨の申告書を提出していただきます。

その他留意事項

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、法律による処罰の対象となり、また、交付決定の取消、補助金の返還等の措置が講じられます。
- 既存のエアコンを再使用する場合、その取付・再取付に要する経費については、補助の対象となります。
- 必要に応じ、冷媒管の交換やガスチャージに要する経費についても、補助の対象となります。
- 既存のエアコンが故障している場合や、稼働不能の場合であっても補助の対象となりません。
- 工事後の故障等の不具合に係る修理等の経費については、補助事業者の方の自己負担となります。